ＴＭＢニュース

税理士法人トータルマネジメントブレーン URL ： https://www.tsubota-tmb.co.jp/
有 限 会 社トータルマネジメントブレーン Mail： tmb@tkcnf.or.jp
〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 ｱｸﾃｨ南森町 6F
TEL：06-6361-8301 FAX：06-6361-8302

令和６年４月 25 日発行
担当： 池田

相続時精算課税制度と暦年課税の賢い選択

１．相続時精算課税制度と暦年課税について

相続時精算課税制度は 2,500 万円(基礎控除後)まで贈与税を納めずに贈与を受けることができる特別控除があり、特別控除の範囲内であれば何回贈与しても贈与税はかかりません。2,500 万円(基礎控除後)の特別控除を越えた場合、超えた金額に一律 20%の贈与税が課税されます。その後、贈与者が亡くなった際に相続時精算課税制度により贈与を受けた財産の価額(基礎控除後)と相続財産の価額とを合計して相続税額を計算する制度です。令和６年１月１日から相続時精算課税制度に、特別控除とは別に暦年課税と同様に年間 110 万円の基礎控除が新設されています。この基礎控除部分の金額は１年で合計 110 万円までとされていますので、複数人から相続時精算課税制度を受けた場合には贈与を受けた金額で案分することとなります。また、この基礎控除は特別控除と異なり、相続開始の直前の贈与であっても相続財産に加算されないため、例えば１人から 10 年間毎年 110 万円の贈与を受ければ 1,100 万円について贈与税・相続税はかかりません。よって、相続税の節税をされたい方は複数人からではなく、相続税を減少させたい人からのみについて相続時精算課税制度の適用を受けると良いでしょう。この制度は一定の要件の下、選択することができますが、一度選択すると、同様の人からの贈与については暦年課税に戻ることはできません。贈与により取得した金額の合計額が基礎控除額 110 万円以下の場合には贈与税の申告は不要となりますが、適用初年度については選択届出書の提出が必要となります。

暦年課税は受贈者が１年間に贈与を受けた金額の合計額から基礎控除額 110 万円を控除した残額に応じて贈与税を計算します。長期間にわたって贈与を続ければ多額の財産を移転できるため節税効果はありますが、相続開始前の一定期間(令和６年１月１日以降の贈与については相続開始直前の７年間(改正前３年)と、相続財産に加算される期間が拡大)の贈与財産は、相続時精算課税制度と異なり基礎控除部分も含めて相続財産に加算しなければならないため、相続税の節税効果はありません。ただし、加算される期間が延長された４年間の間に受けた贈与については総額 100 万円までは相続財産に加算されません。

２．相続時精算課税制度と暦年課税の選択

相続時精算課税と暦年課税のどちらを選択した方が有利か悩まれる方が多数いらっしゃいます。相続時精算課税が有利とされるのは、相続税がかからない方（基礎控除＝3,000 万円＋600 万円×法定相続人の数)、基礎控除額 110 万円超の贈与はしないと決められている方、若しくは贈与者が高齢で相続が近い将来発生する可能性があると考えられる方となります。相続時精算課税の基礎控除額 110 万円は暦年課税と異なり、相続財産に加算されないため、財産を減少させることができ、相続開始前７年以内の贈与については相続時精算課税による贈与が有効となります。一方、暦年課税が有利とされるのは贈与者が７年を超えてもなお元気でおられる場合は暦年課税の方が有利となりますが、誰も余命があと何年あるのか予測することはできません。そこで厚生労働省が公表している右図の完全生命表を参考にします。平均余命からみると男性は 84 歳、女性は 88 歳で平均余命は７年となります。右図の完全生命表を参考にして、2、3 年余裕をみると①男性 80 歳・女性 84 歳未満であれば暦年課税②男性 80 歳～83 歳・女性 84 歳～87 歳で相続時精算課税制度若しくは暦年課税の検討及び準備③男性 84 歳以上・女性 88 歳以上で相続時精算課税制度を選択、と考えられてはいかがでしょうか。右図の完全生命表は５年に一度見直しがあり、次は令和７年に見直される予定です。

年齢	平均余命		年齢	平均余命	
	男	女		男	女
50	33.04	38.75	75	12.54	16.22
51	32.12	37.80	76	11.87	15.40
52	31.21	36.86	77	11.22	14.59
53	30.30	35.92	78	10.58	13.79
54	29.40	34.99	79	9.95	13.01
55	28.50	34.06	80	9.34	12.25
56	27.61	33.12	81	8.74	11.50
57	26.73	32.19	82	8.17	10.77
58	25.85	31.27	83	7.62	10.07
59	24.98	30.35	84	7.09	9.38
60	24.12	29.42	85	6.59	8.73
61	23.27	28.51	86	6.11	8.10
62	22.43	27.59	87	5.66	7.49
63	21.60	26.68	88	5.24	6.91
64	20.78	25.78	89	4.85	6.37
65	19.97	24.88	90	4.49	5.85
66	19.16	23.98	91	4.15	5.37
67	18.37	23.09	92	3.83	4.92
68	17.60	22.20	93	3.55	4.50
69	16.84	21.32	94	3.29	4.12
70	16.09	20.45	95	3.06	3.78
71	15.36	19.59	96	2.86	3.48
72	14.63	18.73	97	2.68	3.21
73	13.92	17.89	98	2.51	2.96
74	13.23	17.05	99	2.35	2.73

第23回完全生命表

相続税の納税義務者でないお孫様等に贈与される場合、暦年課税で毎年低額の贈与をすると、直前の贈与であっても相続財産に加算されないため、非常に有利となります。ただ、お孫様等を生命保険金や年金の受取人としてしまうと遺贈により取得したものとみなされ、相続税の納税義務者となってしまい、相続開始前 7 年以内に贈与を受けた贈与財産を相続財産に加算することとなります。更に、法定相続人でなければ保険金の非課税枠も適用することができず、2 割加算の対象となってしまい、相続税も増額してしまうため、要注意です。保険金等の受取人が誰になっているか今一度ご確認ください。更に贈与についてどう考えていくか、具体的なご相談等がございましたら是非弊社までご連絡ください。